



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕

- 大法廷首席書記官等に関する規則等の一部を改正する規則(最高裁七)

〔規則〕

- 人事院規則一五一一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則

- (人事院一五一一四一二) ○人事院規則一五一一五(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部を改正する人事院規則(同一五一一五)

〔告示〕

- 適格消費者団体を公示する件

(内閣府二三九)

- 有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があつた件(国家公安委一四) ○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十年四月三十日までの輸入数量を告示(財務一八二)

- 平成二十年度の初日から平成二十年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同一八三)

〔同一八四〕

- 認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件

(国税庁一五、一六)

- 食品衛生法に基づき登録検査機関を登録した件(厚生労働三一九)

- 食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件(同三二〇)

- 食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査の種類の変更の件(同三二一)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件(同三二二)

- 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順の一部を改正する件(同三二三)

- 租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件(農林水産八五三)

- 道路交通法の規定に基づき事業の認定をした件(四国地方整備局五六)

- 土地收用法の規定に基づき事業の認定をした件(九州地方整備局九二)

- 肉用牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件(同八五四)

- 農業経営基盤強化促進法施行令附則第二項及び第四項の農林水産大臣が定める基準等を定める件の一部を改正する件(同八五五)

- 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示(經濟産業一一六)

- 液化石油ガス販売事業者の認定に関する保安確保機器の設置等の細目を定める告示の一部を改正する告示(同一一七)

- 漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件(防衛一二三)

- 都市計画に関する件

- (関東地方整備局二五五、二五六)

- 揖保川水系中川、元川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(近畿地方整備局九七)

- 揖保川水系林田川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同九八)

- 揖保川水系栗栖川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同九九)

- 揖保川水系引原川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一〇〇)

- 道路に関する件

- (中国地方整備局五一、五二)

- 土地收用法の規定に基づき事業の認定をした件(四国地方整備局五六)

- 道路に関する件

(九州地方整備局九二)

- 道路に関する件

(北海道開発局四二、四三)

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

外務省

〔官庁事項〕

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

中期目標(総務省・文部科学省)

九州地方整備局公示(九州地方整備局)

争議行為の通知の公表について

(厚生労働省)

国家試験

第五十回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者(文部科学省・經濟産業省)
第四十回核燃料取扱主任者試験合格者(經濟産業省)

〔公 告〕

官庁

諸事項

官庁

財團、有権者申出方、經濟上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国との表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額関係(以下次のページへ続く)

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
株式会社日吉	村田 弘司	鈴木 権彦	平成二十年四月一日
○厚生労働省告示第三百二十一号			
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である社団法人高知県食品衛生協会について、実施する製品検査の種類を次のとおり変更する届出があつたので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。			
平成二十年五月三十日			
登録検査機関の名称	変更後の製品検査の種類	変更前の製品検査の種類	変更の日
社団法人高知県食品衛生協会	一 食品衛生法第二百六条第一項、第二項及び第三項に規定する製品検査とし、理学的検査及び細菌学的検査	一 食品衛生法第二百六条第一項及び第二項に規定する製品検査としての理学的検査及び細菌学的検査	平成二十年五月三十日
○厚生労働省告示第三百二十二号			
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第一百二十三号)第七十四条の三第一項の規定により、平成二十年四月一日に次のように同項に規定する在宅就業支援団体を登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。			
平成二十年五月三十日			
在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	厚生労働大臣 外添 要一
株式会社研進	神奈川県横浜市港北区箕輪町一丁目十四番一一二〇一号	神奈川県平塚市上吉沢字市場一五番地	平成二十年六月一日
○厚生労働省告示第三百二十三号			
経費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第七号)第二十六条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成十八年厚生労働省告示第二百六十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年六月一日から適用する。			
平成二十年五月三十日			
厚生労働大臣 外添 要一			

○厚生労働省告示第三百二十三号	老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)	平成二十一年厚生省令第四十号	平成二十一年五月三十日
○厚生労働省告示第三百二十一号	経費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第七号)第二十六条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成十八年厚生労働省告示第二百六十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年六月一日から適用する。	平成二十一年五月三十日	平成二十一年五月三十日
○厚生労働省告示第三百二十二号	経費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第七号)第二十六条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成十八年厚生労働省告示第二百六十九号)の一部を次のように改正する。	平成二十一年五月三十日	平成二十一年五月三十日
○厚生労働省告示第三百二十三号	経費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十一年厚生省令第四十号)	平成二十一年五月三十日	平成二十一年五月三十日

一 養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設
介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設又は経費老人ホーム(以下「養護老人ホーム等」という)の従業者が、入所者、入居者は入院患者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者又は施設長(以下「管理者等」という)に報告すること。
二 養護老人ホーム等の管理者等は、当該養護老人ホーム等における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったときは、前号の報告を受けたときには、従業者に対する必要な指示を行わなければならぬこと。
三 養護老人ホーム等においては、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。
四 養護老人ホーム等(経費老人ホームを除く。以下この号において同じ)の医師及び看護職員は、当該養護老人ホーム等内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。
五 養護老人ホーム等の管理者等及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症状者等」という)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他適切な措置を講じなければならないこと。
六 養護老人ホーム等は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、その有症状者等の状況及び各症状等に講じた措置等を記録しなければならないこと。
七 養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症状者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所から指示を求めてことその他の措置を講じなければならないこと。

八 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間に内に二名以上発生した場合、同一の有症状者等が十名以上又は全利用者の半数以上発生した場合、
九 前号の報告を行った養護老人ホーム等は、その原因の明確に資するため、当該有症状者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。
○ 農林水産省告示第八百五十三号
租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号「租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号」が制定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を次のように改正し、平成二十年六月一日から施行する。
平成二十年五月三十日
○ 農林水産省告示第八百五十四号
表北海道の項中「静内町農業協同組合」を「しづない農業協同組合」に改める。
○ 農林水産省告示第八百五十四号
肉用牛生産安定等特別措置法(昭和六十二年法律第九十九号)第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号「肉用牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件」の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十年五月三十日
○ 農林水産大臣 若林 正俊
表鹿角家畜市場の項中「鹿角畜産農業協同組合」に改める。